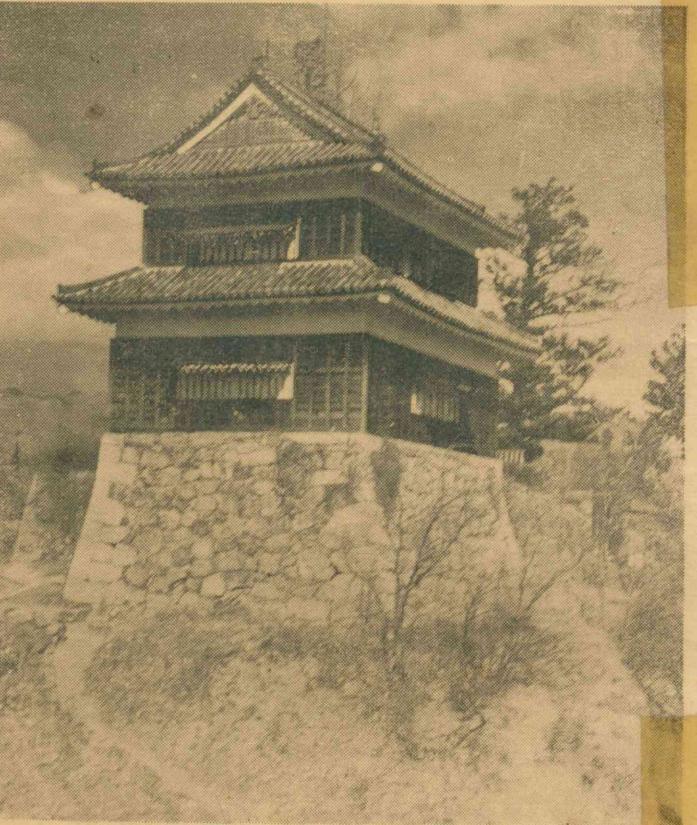


上田開府記念帖

四
八



(趾 城 田 上)

北信每日报新聞社發行

12X

20

JAPAN 21

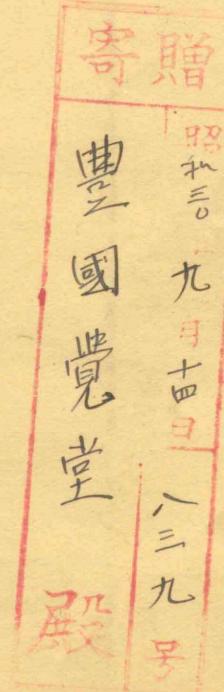
9

K255

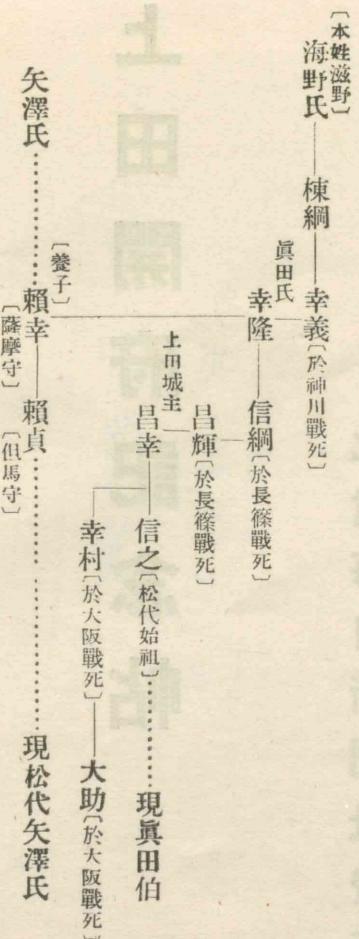
Y2X

上田開府記念帖

北信毎日新聞社發行

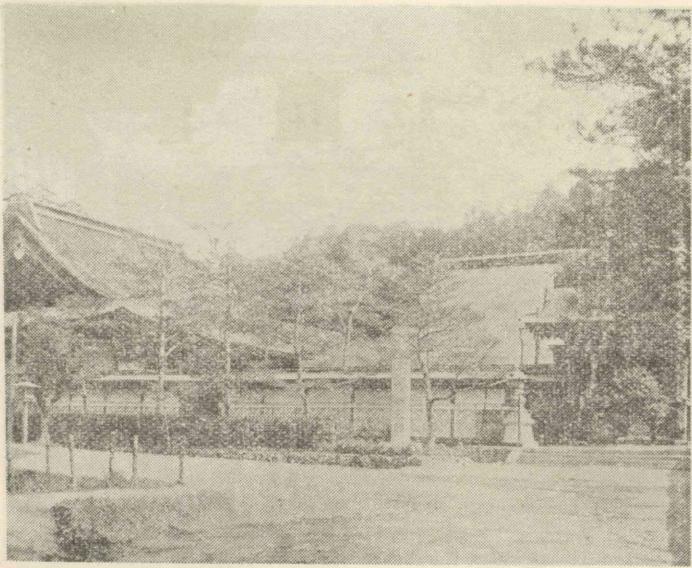


眞田氏略系



上田市開府！眞田父子三公を讃ふ

上田市の開祖は信濃の豪族眞田安房守昌幸公である。天正十一年上田築城以來四隣を平定し或は徳川の大軍を撃破して武功を天下に發揚すると共に意を領土の民政に用ひ殖産興業を盛にし、更に亦た城下を繁榮ならしむるため四方より民を招き公租を免じ海野村より來りしものを海野町となし、原村より來りしものを原町となすが如く、諸村より集り來つて一大城下町を建設し庶民其の堵に安んずるに至る、武を以て起つの士は眞田氏の配下に屬し強兵として天下に其名を轟かした、實に當時の上田は信州第一の都會であつて産業に於ても信州に冠たるものがあつたのである、昌幸公は吾が上田市の大祖先である、昌幸公の長子伊豆守信幸公英邁曠達の士で父昌幸公の後を襲ふて上田城主となり大に仁政を行つた、昌幸公の二男左衛門尉幸村公は豊臣家の遺孤を奉じて大阪城を運命を共にした節義の人である、吾信州の傑士たるのみならず實に日本に於ける古今の英傑とされて居る、眞田父子の如きは吾が信州の代表的偉人であつて亦た日本に於ける智勇兼備の英雄である、吾等は往時を追憶して其遺徳を偲び追慕景仰の念に堪ざるものがあるのである、今回上田市史談會が築城三百五十年記念として三公を中心とする史料展覽會を開催するの機會に當つて、本社は藤澤會長の諒解の下に、出品物の重なる解説を加へ縦覧者の便を計り、一面三公の資料を永遠に残し以て報恩の微衷を擧げんと本書を著したものである。



蓮花定院の表門

眞田昌幸、幸村父子と深い関係がある有名なる高野山蓮花定院の表門である。昌幸、幸村父子が九度山に蟄居中蓮花定院に厄介になつて居た處も餘りに有名であり、蓮花定院の住職は當時の武將に信任の篤かつた高僧智識であつた事は説明するまでもない事である。今回の上田開府三百五十年記念史料展にも門外不出の古文書を昌幸、幸村父子の供養のため多數に出品して居る。

.....(3).....

城 築 田 上 歌 の 祭 年 十 五 百 三 也 孝 村 中 士 博 學 文

淺間の山の朝まだき 高き姿にひかりあり
千曲の川の川波の 調べはとはに盡きやらず
秀麗の氣の凝るところ 英俊の士ぞ現る、

□

思ひは遠し天正の 雪亂れ飛ぶ信濃路や
大鵬一羽悠々と 天翔り来る巖の上

□

眞田の家の礎は 千代ゆるぎなく定まりぬ
世に名城とうたはれて 上田の丘にそゝりたつ

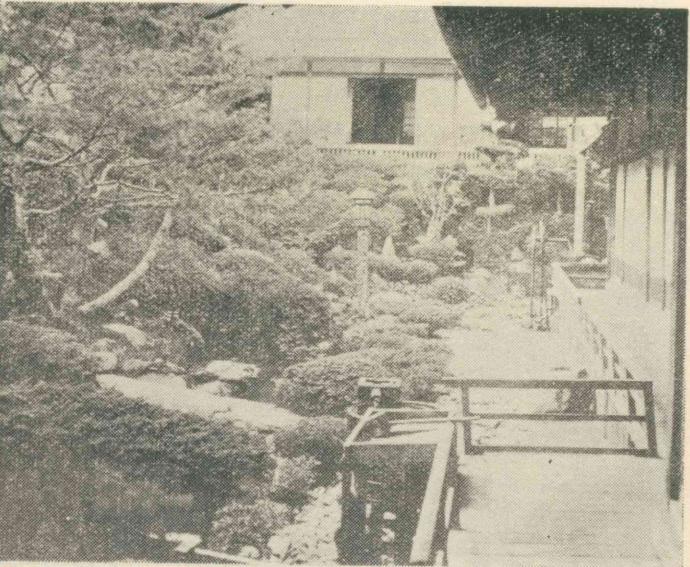
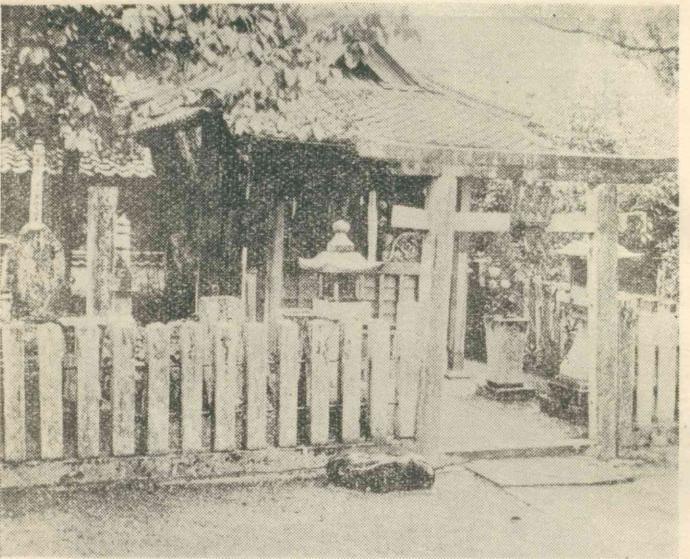
□

その城よりも尙高き 父子三代の智略の名
忠勇義烈 とこしへに 人の心を奮はしむ
築城三百五十年 世は移ろへどうつるはぬ
高風四方に吹き滿ちて 秋の半ばのさわやかさ

□

郷土の譽、さらばいざ 歌ひかはさん諸共に

.....(2).....



眞田昌幸の墓

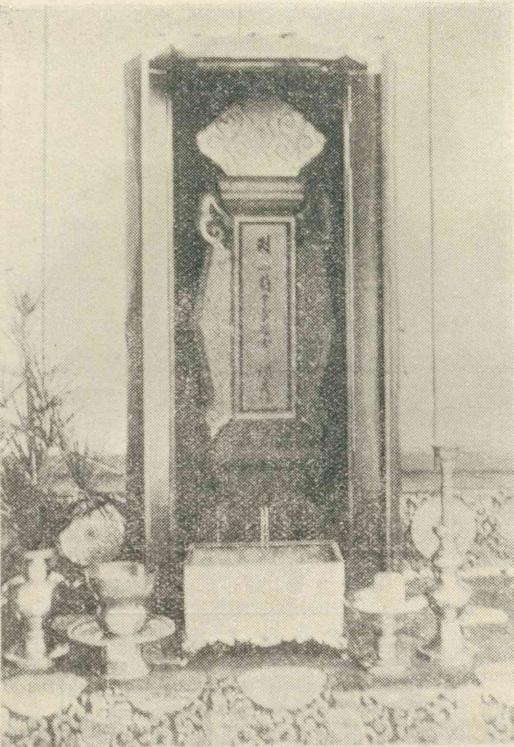
昌幸の墓は久度山善名稱院の庭にある、昌幸の墓は左の方にある寶供院塔が墓碑である、右にある格子の中に幸村が自らの姿を石に刻んで父を慰めた石像がある。

.....(5).....

蓮花定院の庭

上田市開府の恩人眞田昌幸が九度山に蟄居中連日訪れ慰めた蓮花定院の中庭である、此の庭は昌幸の遊びし頃そのまゝであるといふので特に掲載した偉人昌幸を偲ばんとするならば一度は蓮花定院を訪問すべきである。

.....(4).....



昌幸の
御位牌

蓮花定院にある
昌幸公の御位牌
である。

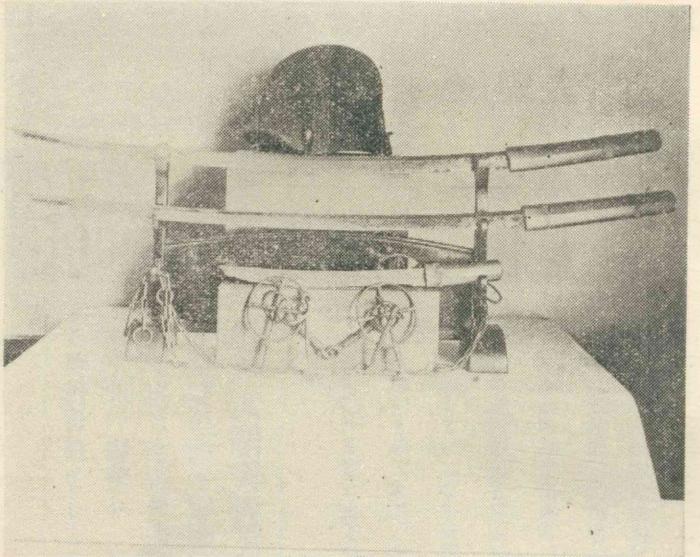
.....(7).....



幸村自作
石像

此れは幸村が父昌幸の死後、父は淋しいであらうと昌幸の墓の傍らに自分の姿を刻した石像を置いて幸村も一緒に居りますから淋しい事はないでせうと亡父の靈を慰めたといふ父を思ふ子の情愛切なるものがある。

.....(6).....



昌幸の冑と太刀

上にあるは昌幸の用ひし鐵製の冑である。造りは極めて粗末のものであるが現在兵隊が用ひて居る鐵冑と同様に實戦には最も適して居るものである。太刀幸村が用ひた太刀である、正宗が心血を注いで作つたものである。

鑄は昌幸の用ひたものである。

(蓮花定院所藏)

.....(9).....



昌幸作の犬の子

此の犬の子は久度山善名稱院にある寶物である、昌幸が孫娘(幸村の子)の爲めに桐の木を用ひて犬の子を刻んだ、然しあまり出来がよくなかつたので毛皮を張りつけて犬らしくみせたものである、蟄居中の英雄が孫娘のためつれぐを慰めるべく種々の苦心をしたといふ事實が窺れて興味の多いものである。

.....(8).....

幸村の書狀

尙々つほニニ申候しやうちうの儀た
のみ申候御座候は此外にも取申度候猶
此もの申可入候

其後不申承候仍つほにしやうちう御つめ
候て可給候今程無御座候者次而御座候折
節頼入候御むづかしく候共口能御つめ其
上御はり候て可給候、一御左右次第重而
取に可進之候、又此式に候へども、ゆか
たびら一進之候、其元おすきに與風御下
候へかしこ存候

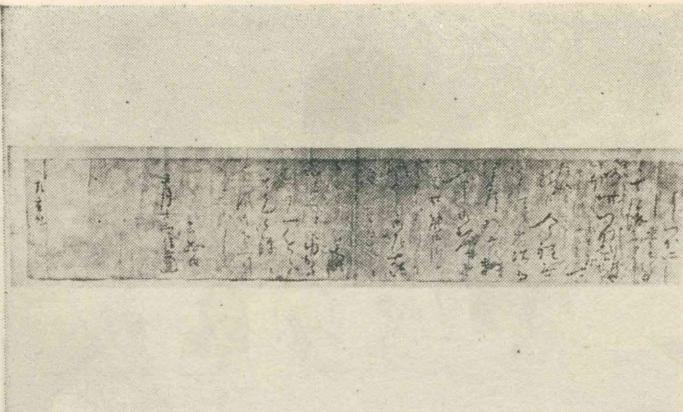
恐々謹言

六月二十三日

左京殿參

眞好白

信繁(花押)



幸村書狀の解説

十頁掲載の文書は幸村が高野山に蟄居して居た頃、河原左京に宛て
書いた書狀である……文の内容は般若湯(酒)を送つて呉れさいふのである、此の書面によつて如何に
幸村が酒を好んだかといふことを知る事が出来る、殊に文中『口を能つめ張つて呉れ』と注意した點な
どは實に面白いものである、此の書面の最も尊い點は眞田幸村が好白と號した事が立証された事であ
る、と同時に信繁は幸村の事であるといふ事を証明した点である、幸村文書が至つて少ない時に、此
の書狀などは最も史料として尊いものである、大体此の書狀は所在が不明であつたものは、昨年藤
澤先生が高野山訪問の際、蓮花定院から探し出したものである

昌幸自筆の豊太閣秀吉の畫像　これは掛軸に
なつて居る蓮花定院の誇る寶物である、いま小學校の教
科書に掲載されて居る秀吉の畫像は即ちこの昌幸自筆に
なる畫像である、此の畫像を一見すれば秀吉と昌幸との
間柄が判然する眞田資料としては最も大切なものである

天正八年三月九日

尚右之赴無相違様に可申付候已上

眞田郷之貴賤於高野山宿坊之儀如前々可

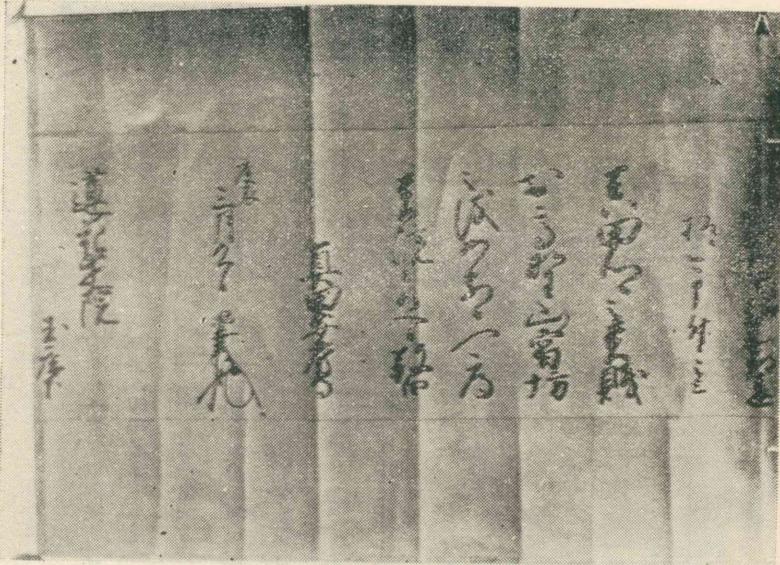
爲貴院真々恐々謹言

眞田安房守昌幸(花押)

庚辰三月九日

蓮花定院玉庵下

庚申は天正八年の事である、この昌幸の
高野宿坊定書に據つて天正八年頃は眞田
昌幸の小縣方面の領分は眞田之郷以外に
擴まつてゐなかつたこゝを知り得られる
随つて昌幸上田築城がこの頃或ひはこの
以前に在つたといふことは考へられぬ證
據となる貴重の文書である、



.....(12).....

尊札恭存候如仰先度は早々御歸山御殘多
存候仍天野へ御越し之由我等も參見物仕
度候へども腹中相煩申候間參問敷候、其
元御隙明候ば、ちざ／＼御立寄可被成候
恐々御言

六月十七日

眞左衛信繁(花押)

蓮花定院様

これは幸村が久度山に居りし時代に蓮花
院院主が天野へ見物に行つては如何かと
誘つて呉れたその返事である即ち幸村は
行つて見たいが腹の具合が悪しく行かれ
ない、院主に隙があつたならば久度山に
立ち寄つて呉れるさ書いたもので……こ
にも蓮花定院が眞田父子の面倒をよく見
てやつた一端を窺ふことが出来る文書で
ある

.....(13).....

秀康の文書

去比上洛仕候付自是可申上處差當用所候て御口能成迷惑仕候隨而大佛之爲御奉行被仰出候旨無其隱候誠御名譽成儀我等式迄珍重存候次に蓮花定院之儀被仰付候佐久郡へ節に被下候由尤候自貴僧被仰下儀候際いか様にも馳走用所之儀も可承候逗留中致口候相積儀可得貴意候以上恐々謹言

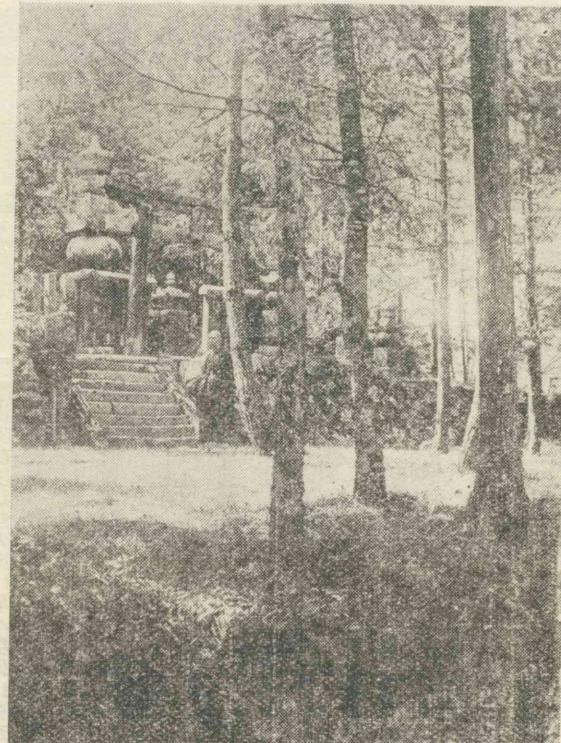
千權兵秀康(花押)

二月二十八日

木具食上人様

これは仙石權兵衛秀康(秀久)が高野の木食上人に送つた書状で、慶長七年の二月である木食上人は『僧應その事』で此僧は天正十三年豊臣秀吉が高野山を焼き打ちにしやうとした時秀吉を面詰して説く所あつて一山爲めに無事なるを得たさいふ傑僧ではより秀吉に信任され天正十四年秀吉が京都に方廣寺を建つる時『其事』を監し又慶長七年秀賴が方廣寺を再建する時にも其事を監した、秀久の書状中の爲大佛の御奉行仰出候旨無其隱候あるはこの時である、此文書の大意は先頃上洛したから此方から申上るべき處差當つて用事あつて失禮をした、隨而この度大佛殿建立の奉行を命ぜられるといふことは隠ない評判である、誠に御名譽の事と自分等までも喜ばしく思ふ、次に蓮花定院のこさを申送られたが蓮花定院が節々佐久へ下るさの事承知した貴僧より申越されたことであればいか様にも盡力して

.....(15).....



塔養供の政信幸信

政信の子まれこで塔養供の幸信るあに院定花蓮
信でん並にれそでのもたて建め爲の養供を父が
るあゝて建を塔養供の身自も政

.....(14).....

用件の段も聞いて世話して逗留中は機嫌を伺つていろいろと承らうといふのである、この當時の武人が有名な僧侶と知り合となり交際して居つたこと、木食上人が秀久に尊敬されてゐた事などの様子がわかる

我等領分高野山之事如前々一心院蓮花定院可爲宿坊之事爲後證如斯候

寛永十六年九月五日

眞田伊豆守信之（花押）

蓮花定院

この文書の領分は松代轉封後であるから上田の地方には關係は無いが眞田氏と蓮花定院との關係のほどを知ることの出来る文書である、一心院蓮花定院さあるも二院ではなく、一心院谷の蓮花定院さの意味である

高野山上之事信州大井知行分僧俗共一心院蓮花定院可爲宿坊但於津金寺衆結中者從前々相定所候歟可被除之候爲後證進一筆候

大永三歳三月十一日

蓮花定院

この文書は佐久の大井刑部大輔貞隆の宿坊書定でこの頃の大井氏の勢力及び名高い津金寺の勢力をうかゞひ知るところが出来る貴重な文書で、この寫眞は四隣譚叢にも載つてゐる、然しその寫には文字の落ちもある、原文書を見る必要がわかる

貞隆（花押）

高野山より上之事
信州大井知行分僧俗共一心院蓮花定院可爲宿坊但於津金寺衆結中者從前

大井刑部大輔貞隆の宿坊書定でこの頃の大井氏の勢力及び名高い津金寺の勢力をうかゞひ知るところが出来る貴重な文書で、この寫眞は四隣譚叢にも載つてゐる、然しその写には文字の落ちもある、原文書を見る必要がわかる

海野氏の勢力

この文書は海野棟綱と蓮花定院との關係を知ることの出来る宿坊書定で海野氏のその頃の勢力の程がよく判る文書である

.....(17).....

.....(16).....

大井山より上事
信州大井知行分僧俗共一心院蓮花定院可爲宿坊但於津金寺衆結中者從前

大井刑部大輔貞隆の宿坊書定でこの頃の大井氏の勢力及び名高い津金寺の勢力をうかゞひ知るところが出来る貴重な文書で、この寫眞は四隣譚叢にも載つてゐる、然しその写には文字の落ちもある、原文書を見る必要がわかる

海野氏の勢力

この文書は海野棟綱と蓮花定院との關係を知ることの出来る宿坊書定で海野氏のその頃の勢力の程がよく判る文書である

大井山より上事
信州大井知行分僧俗共一心院蓮花定院可爲宿坊但於津金寺衆結中者從前

大井刑部大輔貞隆の宿坊書定でこの頃の大井氏の勢力及び名高い津金寺の勢力をうかゞひ知るところが出来る貴重な文書で、この寫眞は四隣譚叢にも載つてゐる、然しその写には文字の落ちもある、原文書を見る必要がわかる

海野氏の勢力

この文書は海野棟綱と蓮花定院との關係を知ることの出来る宿坊書定で海野氏のその頃の勢力の程がよく判る文書である

眞田三家の文書

石田三成の詫び狀!!

眞田昌幸に宛た大切な手紙

東照宮を向ふに廻して乾坤一擲の壯舉を演じた石田治部少輔の書状

去廿一日兩度之御使札同廿七日於江佐到來令拜見候

- 一、右之兩札之内御使者持參の書に相添覺書併御使者口上得心候事
一、先以今般之趣兼而御知せも申不儀御腹立無餘儀候然共内府在大阪諸士
之心いかにも難計候に付而言に發儀遠慮仕畢就中貴殿御事迹は公儀無
御疎略御身上に候間世上如此候上は争滯可在候哉いづれも隱密之節申
入候ても世上不誠立付而者御壹人御得心候而も無専儀今在る思慮但今
は後悔に候御存分無餘儀候然共其段も最早不入事に候千言萬句候而も
太閣様御懇意不被忘思召只今之御奉公所希候事

- 一、上方之趣大方御使者見分候先以各御内儀大刑部馳走被申候條可被御心

易候、増右、長大、徳善院も同前に候我等儀は使者如被見候漸昨日伏見迄罷
上躰候重而大阪御宿所へも人を進し候間御馳走可申事

- 一、今度上方より東へ出陣之衆上方之様子被承悉歸陣候
然共於尾濃令人留歸陣之衆一人々々の所有永々之義秀頼様へ無疎略仕
歸國候様に相企候事

- 一、大略無別條各無二之覺悟に相見へ候間御仕置手間入義無之候事

- 一、長岡越中儀大閣様御逝去以後御仁第一徒黨之致大將國亂令雜意本人之間即丹後國元人數指遣蒙居城乗取親父幽齋在城え押寄二の丸まで討破
候處命計赦免之儀禁中之付而儀おわび言申候間一命の儀候差許 彼國
平均に相濟御仕置候半之事

- 一、當暮來春之間關東爲御仕置候差遣候仍而九州四國中國南海山陰通之人
數既八月中限り先江州に陣取並來兵糧米先々へ可被差送御仕置候事
一、羽肥前儀も對公儀毛頭無疎略覺悟に候 雖然老母江戸え遣候間内府之
無疎略分之躬に先いたし候間連々公儀之如在不存候條各之御心得候而
給候への被申分に候事

- 一、箇條を以蒙仰候所是又御使者に返答候 又此方より以條目申儀此使者

口上に御心得肝要候事

一、自此方三人使者遣之内壹人に貴殿返事次第案内者被添此方へ返可被下
候殘貳人は會津之書狀共遣之條其方にて慥成者御添沼田城に會津へ被
遣可給候御座所迄返事持參歸候はゞ又其方より案内者一人御添而上着
致申事

一、豆州左衛門佐殿 以別紙雖可申入候 貴殿御心得候而被仰達候 委曲
使者可申伸候 恐々謹言

七月晦日

眞房殿御報

石田三成の所から廿日頃眞田昌幸の所へ書面が來て廿一日に昌幸から二度の使者が石田
の所へ書狀を持參した其書面に對して三成から昌幸宛に遣はした書狀である大意は去る
廿一日二度の使の持つて來た書面が廿七日江洲の佐和山に來きて拜見した御申越のこと
は承知した今度の事をまへ以て御知らせしない爲に御立腹になつたが誠に餘儀ない事で
あるけれども内府家康大阪にあるし諸大名の心持も判らないから口へ出して云ふことは
慎んで遠慮して誰にも話さなかつた、だから貴所にも相談しなかつたけれども貴所は豊
臣家と親密の間柄だから世の中がこんな有様になつたからは決して此事に賛成しないと

いふことはない、前以て密かに御話しても世の中の者が皆がその積りにならなければ貴
所一人得心しても仕様のないことだ今考へて見れば話せば良かつたと思ふ御腹立の上は
如何様されても仕方のないことだけれどもそんなことは種々言ふ必要はない幾ら云つて
も太閣様の御恩を忘れないでこの際御奉公を願ひたい

上方の様子は大かたはあなたの使の者が見た通りである御内儀の事は大谷刑部が世話す
るから御安心して下さい増田右衛門長盛も長束大藏正家前田徳善院玄以も皆同様である
私はあなたの使者が見た通りやつと昨日佐和山から伏見へ出懸けて來たのである、大阪
御宿所へも人をやるから御世話致します、今度上方から關東の方へ出陣した人々は上方
の様子を聞いて皆歸つた、尾張美濃の邊で通行を留めて歸る人々の意志相變らず秀頼様
へ疎略なく忠節を盡すやうにして歸國するやうにつとめて居る、大概は變りなく無二秀
頼様へ盡す覺悟に見へるから、處分に長くかかることは無いと思ふ、細川忠興は太閤様
が逝去された後彼は徒黨の大將となり國を亂す張本人故丹後の國へ軍を遣はして彼の居
城を乗取り父幽齋の居る城へ押し寄せて二ノ丸まで討破つた處命ばかりは助かるやう禁
中へお願したから彼の一命だけは助けて彼の領國皆平定した、當年の暮から來年の春ま
での間には關東處分として差し遣はされるから、九州四國、南海山陰あたりの軍は既に
八月中に先づ江州に陣取り兵糧米も先々へ差送る方法を講じて居る、羽柴肥前即ち前田
利長も秀頼公に對し少しも疎略に考へて居らないが老母が江戸に人質となつて居るから

家康へも疎略のないやうにして居るからしきりに疎略のない事を皆々承知してくれろといふ有様である、一々箇條書で申し聞けられた所は御使者に返事した、又此方からも箇條書で申す事に承知を願ひたい、此方から三人使者をやるが其内一人にはあなたの御返事をもらひ次第案内者を添へて此方へ返してくれ、あと二人は會津へ書状をやるからたしかな考をそへて沼田越に會津へやつて、そして上田まで會津から返事を持つて来たらば又上田から案内者を一人そへて上方へよこしてくれ、伊豆守信幸と左衛門幸村の御兩人には別の手紙で申上げるわけだがあなたの所で話してもらひたい、委しい事は御使者が申し述べるといふのであつて、此書狀を實物に就いて見たならば三成の此時の心持、昌幸の意氣込、又三成景勝の中に昌幸が立つて、通信上の重い役目をつとめた事がわかる、書狀の始めの處など三成がよく／＼あらはれて居る、昌幸に對して以前の事など言ふても仕方がない此際は太閤恩誼の爲めに奉公を望むといふあたり中々偉い、此やうな處があつたからあれだけの大事を起し得たものと思はれる。此度の史展出陳品中此状などは無類の史料であるが、此出狀上田城に居た昌幸の所へ來たものと思へば貴重の史料とのみ簡単に云ふばかりでなく我々上田人には特種な感慨なく觀ることの出來ぬ史料である。

關ヶ原と昌幸の存在

關ヶ原當時の眞田昌幸の位置、態啓達候去年以來被内府被背御置目誓紙被違恣之勤無是非候間今度各相談及鋒楯候上方之事一篇に申合妻子人質悉相候景勝申談上は關東之儀可屬平均事案之内候貴殿連に太閤様御懇意於無忘却は此節秀頼様へ御忠節肝要候猶自石治少可被申入候

七月二十九日

恐々謹言

備前中納言秀家(花押)

眞田安房守御宿所

此文書は關ヶ原役當時如何に眞田昌幸が重く視られ、その向背が大局に大關係ありと見られたかじようわかる、昌幸に大阪方につくやうにと石田三成から先づ書狀を出し殆ど同時に長束正家、増田長盛徳善院玄以の三人連名にて太閤の恩賞忘れずして『秀頼様』へ忠節あるやうにと申し來り、なほ不安心と思つて七月二十九日には五大老の宇喜多秀家から前記のやうな書面が遣はされ、同日に同じく五大老の毛利輝元から秀家の書狀と略同様の書面が昌幸の許に送られた、秀家、景勝は連名でなく各別々に出してゐる所から見ても昌幸がこの當時非常に重んぜられて是非共大阪方になるやうにつづめたも

のである事がよく分かる、極めて眞田を知るに貴重な文書である、文書の大意は、懃々と申上げる。去年以來家康は秀吉の定めて置いた條目に背き我儘の振舞をする、仕方がない故に今度我等が相談して、千戈に訴へること、なつた、上方の事は皆申し合せて、妻子人質皆取り置いた上杉景勝と話し合がついて居るから關東即ち家康領分は皆討ち平げる事は心配はない、貴殿は重ね〜の太閤様の御懇意を蒙つた事を忘れなければ、此際秀頼様へ忠節が尤も大切である猶石田治部少輔三成から申し入れるさいふ意味である、又この書狀から察するところの書面と同時に石田三成からも書面を昌幸に送つたものと考へられる。

徳川と

伊豆守信之

伊豆守信之は徳川と親密であることを證する文書

遠路被入御精候而酒井左京太夫所迄御私札令被見候 然者御城に内府
被相移候由蒙仰段得其意祝着之至候猶上落節可申述候 恐々謹言

后三月二十五日

眞田伊豆守殿

文書の大意は遠い所を御精を入れて酒井左京太夫の所まで急々の書狀を遣はされ拜見した、その書狀

によれば父家康が大阪城へ伏見から移つたとの事を知られて承知した、まことに喜ばしい事である猶上洛した時申し述べるさいふのである、此狀にて察する所信之は家康の事を巨細に江戸の秀忠の所へ報告して、その様子を知らしむるなど徳川に對して忠節を盡したのである、信之としてはこの頃はかくあるべきものと思ふ、後に信之のみ徳川に附き昌幸、幸村は大阪についた大切な文書である年は慶長四年閏三月二十五日で、關ヶ原役の前年である。

秀吉の書狀

昌幸のもとへ

其方抱なくなるみの城へ今度北條堺目之者共令手遣物主討果彼之要害北條方は法之旨候此比氏政可致出仕候由最前依御請申縱雖有表裏其段不被相構先被差越御上使沼田城被渡遣其外知行方以下相究候所右之動無是非次第候此上北條於出仕申も彼なくなるみへ取懸討果候者共於不令成敗者北條赦免之義不可在之候得其意境日諸城共來春迄人數人買堅固可申付候自然其表人數入候はゞ小笠原河中嶋へも申遣候注進候て召寄被徒黨等可懸留置候誠對天下掠公事表裏仕重々不相届動於在之者何之所成共境目之者共一騎懸に被仰付自身被出御馬惡逆人等可彼爲刎首儀安

の中被思召候間心易可存知候右之境目又は家中之者共に此書中相見可成姫候北候一札之旨於相違者其方義本知事不及申新知等可被仰付候委曲淺野彈正少弼石田治部少輔可申候也

十月廿一日 秀吉朱印

眞田安房とのへ

此文書を解釋すると、其方（眞田昌幸）の持つてゐる名來美の城を北條家の堺目を守つて居る者共が取り懸つて大將分の者を打ち殺した上名來美の城を北條方へ法（乘取）たといふことだ、此頃北條氏政は京都へ上の事を前きに承諾したからたとへ彼はと表裏の仕打があつたと雖も其事はさし許し當方から使者を遣はし（秀吉の書状には自分を使者を御上使といふ、このやうな所に秀吉があらはれてゐる）沼田城は渡し其の他領分地の事に肯定のてやつたのに前述のやうな行動をする、仕方の無い事である、此上はたとへ北條が上洛しても彼の家來の名來美城へ押し寄せて昌幸の大將分を討ち取つた者共を成敗しなければ北條を免することはしない故に其の積りで境目にある城々へ明年の春までに兵を入れて堅固に守るやうにせよ若し其方面に軍兵が必要であれば松本の小笠原川中島の上杉の方へは申し遣はして置いたから、其方に注進して其方から人數を召寄せて北條の者共を留め置くやうにせよ、天家に對して正に盡すべき務を怠り彼は表裏の仕儀を爲

し重々不届の振舞ある者は何所に居るも、先づ其堺目に近い者が速かに一騎懸にも征伐に出掛けるやうに申付け其の後自身も出動してそのやうな惡逆人等の首を刎ぬる事は手中で容易の事と思つて居るから安心するがよい、故に其の境目の者等に此の書面を示して大奮發するやうにせよ、委しい事は淺野長政石田三成が申しつかはすといふ意味で此文書で秀吉の小田原征伐の原因の一つが眞田所有の名來美城に大なる關係のあることが判明し同時に小田原の北條氏政氏直父子が天下の大勢を察せずして秀吉を成り上りの猿面冠者と侮つて之に對した爲めに上洛朝覲の大儀を怠懈するといふ上に又一つ討伐の口實を加へ遂に一家滅亡の慘運に遭ふ其の當時を想ひ見ることが出来且又此當時の秀吉意氣の壯大なるを知ることも出来る。文書年代は天正十七年である。

昌幸の智

家康を嘲ふ

去三日之御狀令六日子之上刻に至佐和山參着令ニ拜見候

一、先書に度々申入候參着如何其國一ヶ國之仕置貴所へ被仰付候旨輝元秀家増右長大徳善院拙者可申進旨被申候間其心得候て深志川中嶋諱訪小室甲州迄之儀は成程弓矢に而も御才覺にても可被仰付候何れも上

方に妻子有之衆に候條不可有異儀候若愚意の輩は押付成敗有之配領可
有之旨各相談之上被申定候間其旨可被仰付候被移時日候ては其詮有
間敷候御手に餘り候之衆は此方へ可承候美濃衆を可被差向七日評議候
羽右近各別して遺恨候其故は御若輩之秀賴様を申掠新地拜領曲事との
被申事候

一、會津へ被越飛脚可被仰談儀肝要候事

一、越後之儀は久太彼國に差て承引無之候 上方關國多候間越後之儀は被
遣景勝久太は上方に而拜領候やうにとの有増に候

一、川中島之儀御手に餘り候にては可承候從此方被 仰付方も可有之候

一、羽柴肥前江戸に老母並家老の人質置候故か其とらん連の事に候哉今に
慥に御請をも不申剩羽五郎左手前へ出人數など申に付北國にも如形
被遣御入數久太上方へ無二之覺悟に候越後筋に候間越中へ亂入候へと
申遣候事

一、丹後之國之儀一國平均所勢半申付候幽齋事色々惆望に付赦一命流罪に
候長岡越中守事御法度許内府御若輩之秀賴様を掠取新地候故遺恨深く
彼妻子大阪に居候を焼打被申付候

一、先書にも申候大坂西之丸家康留守居之者五百餘居候を追出し伏見之城
へ遣候西之丸には輝元移居候其以後伏見之城鳥居彦右衛門大將に而八
百餘置候を各申談去朔日從四方乘破り殘不一人討取候城中御殿をば此
間雜人原踏散し候間悉懸火殘不一字燒拂候事

一、内府儀佐竹會津を敵に仕僅三萬四萬之人數を持分國十五城を抱廿日路
道を上り候而成る物に候哉路次筋之面々今度出陣候上方衆いかに内府
次第と申共廿年來太閤様御恩内府去年一年之懇切に思替秀賴様之御如
在剩へ大坂に候妻子捨可申候哉其上内府此中へ指而懇切も無之旨承候
右之分別も無之主之人數一万計上勢一万計かたらひ上り候共尾參之間
に而可討取儀天之與所に候哀登り候へかしと申事に候然ば會津佐竹貴
殿は關東へはかまきて亂入あるべく存候 但天道に被捨候仕置と見之
候内府に候へばうろたへ候而登候事も候半かと存候

只今進候備如右各被相究候事

一、此書立に乘候衆は何れも無二之覺悟に候可被御心安候日本國之諸侍妻
子大阪に入置候間於仕置は可被御心易免角四方へ手立に及ばれ愚意之
様に候はゞ可被討捕覺悟專要に候 此方は先爲仕置我等儀明後日尾州

表へ罷出候岐阜と申談候不可有御氣遣候

二手之筑紫衆は殘置佐和山用次第可被打出候尾州表へも輝元人數二万許
吉川安國寺召連長大同道に而昨日被打出候其外勢州表書立之次第に候
鈴鹿越を被打出候輝元儀者自然家康上り候はゞ濱松迄被着候時分人數
二万許召連至勢州出馬可仕相究候此書立人數は五三日以前悉從國々馳
上相示し候於仕置者可御心易候其上金銀玉薬入事候はゞ可承候從秀賴
様可被遣候太閤様御貯金銀並闕地いづれも御忠節次第それゝ被下可
候儀定候今度伏見表にて手柄仕候九州衆へ内府江州に而被取候拾万石
知行割付候而當座之音物金銀を添感狀被下候事一定而可被聞召候水野
和泉守三州池鯉鮒に居候所へ、加賀井彌八と申者出陣仕候而立寄致口
論彌八差殺和泉守候其座に堀尾帶刀居合せさへぐそくに痛手負はや相
果躰に候帶刀事新地取候仕合とは相違に候中式部少も病死候猶吉事切
々可申承候御用無之候共可預御飛脚候御内儀も大阪に御入候無何事候
宇多河内父子當城爲留守居今日當地へ參候下野事先日責伏見候節取あ
われ候而家中之者共少手負候へ共父子共事無候可御心易候今度九州衆
不大形秀頼様に御奉公ぶり拋命無二之躰に候

八月六日

真田安房守殿

石田治部三成(花押)

追啓豆州義如何候哉無心許候

此書狀は隨分長いから大切と思ふ所だけお話しする、去三日の御状あるから八月三日に昌幸が書狀
を出したことがわかる、其のが六日で江州佐和山に參着して拜見したと云ふから上田佐和山間の飛脚
通信が幾日かゝつたか知れて面白い、箇條書の一を見るごとに信濃一國昌幸に出すといふて居るか
ら、此れ以前に昌幸が大阪方になる時には信濃一國やるから味方になれと云はれて大阪方になつたな
どは誤つた説さわかる箇條の八はまことに面白い此當時石田三成の元氣のよかつた事がわかる家康が
自分に何の位の勢があるか分別もせずして主人家康の人數一万ばかり其外一万ばかりつれて西上して
も尾張参河あたりで討ち取つてしまふ事は天の興ふる所であるまさに仕合の事だあれども西上
してくれゝばよいと思ふ、家康が西上して討ち取られてしまへば貴殿や、上杉佐竹などは甲冑に身を
固むる要もなく、袴羽織で關東へ入ることが出来る、家康は天道に見離されたと見えるから狼狽て西
上するかも知れぬと思ふのであるから實に面白い、追ひ書きの所豆州即ち伊豆守信幸は何うだ
か心配して居るご書いてある何れも此當時の様子がわかる。

大坂方から幸へ

急度申入候太閤様御不慮以來内府被背御置目上卷之誓詞被違恣之勵無是非次第候

殊更今度景勝候被相果段不謂儀に候間種々理申候へ其無同心下向に候如是之上秀頼様可候取立非所行候間各申談守御置目秀頼様御馳走爲候上方之儀一廉候固御仕置候付關東へ罷立候衆も妻子人質於大坂相究候間不可有異儀候歟勿論上方在京在國之衆は何様にも秀頼様へ御忠節可申上之由無二之覺悟に候就其伏見之城在番之關東者千計在之間即時に諸手より乘崩大將鳥居彦右衛門始候而一人も不殘打果候寔に以て天罰と申事に候次に丹後之事羽柴越中兄弟數多在之中一人も秀頼様へ御忠節をも申させず悉召連關東へ罷立其上御忠節も無之新知置候段不相届義に候間人數を遣はし城々何も請取田邊城町ニ之丸燒崩押詰仕寄に而堀際迄責詰候落去不可有程候其表之儀堅固に被仰付秀頼様へ御忠節

此時に候左候はゞ各令相談御外聞も能様に可申談候 恐々謹言

八月二日

長 増 右 長 盛 判 判
石 治 三 成 判 判
德 善 玄 以 判 判
藝 中 輝 元 判 判
備 中 秀 家 判 判

眞田安房守殿
御宿所

先づ文書の大意を述べて見るご、急度申入れる、太閤様が御病氣逝去以來は内府即ち家康が定めておいた所や起請文にも背き(上卷とは上包なり丁重な)我儘をする仕方の無い事であり殊に此度上杉景勝を征討するなどは甚だ理由の無い事故いろ／＼こわけをわけて止めても聽かずに出懸けた、此様な事する上は秀頼様を見繕いで世話の所行ではない、故に我々相談の上定められた條目は守り秀頼様の爲めに盡力するため上方の方は確かに仕置する、關東へ出懸けた人々も妻子人質を大阪に取つて置いたから差支へ無いと思ふ、勿論京大阪國々に居る人々も何の様にも秀頼様へ忠節を盡すこさに於て二心

は無い、又伏見城番をして居つた關東の者千ばかり居つたから諸方から乘崩して大將鳥居彦右衛門を始めとして一人も残打取つたまことに鳥居如きは天罰を受けたものである。次に丹後の國の事は羽柴越中守兄弟多くあるが一人も秀頼様へは忠節を盡さず皆關東へ連れて行つて了ひ、其上別段忠節も無いのに新たに知行を増加してもらつた甚だ不届であるから兵をつかはして城々を受取り田邊城三の丸は焼き崩し堀際まで押詰めたから程なく落城する、上田表の方は堅固に申付けて秀頼様へ御忠節を盡すは此時である、其れ故我々皆相談であなたの爲めにもよいやうにするさいふ意味である出し方の長大は長東大藏、増右は増田右衛門、不治は石田治部少輔、徳善は徳善院前田、藝中は安藝中納言、備中は備前中納言で、奉行四人に大老二人石田三成から七月の三十日に書状を出し一日おいて八月二日に又此人々連名では非に秀頼様の方へしたのみ込んで居る、輝元や秀家は各別々にも出して居る、此所を考へるゝ直ぐに眞田昌幸の向背が極めて大影響があるからであつたことがわかる、自分はかく重要視されたのは昌幸の偉かつた事さ今一つ信州上田が上方會津の中間で兩方の連絡をとるに極めて必要な位置にあつたこいふ關係もあると思ふ。



北校に開るか 覽展

市主催の遊就館品及び史料展は北校内開く
されこれて居てれれは主催の市主催の市

矢野文書（その一）

尙々我等事、もはや及老後萬事不入儀と令分別候へども上意と申爲子孫候條任御誕松城へ相移候事於様子可心易候

去十一日之書狀鴻巣に參着被見候仍今度召に付不圖參府被見所に於川中嶋御知行令拜領候殊に松城之城の義は名城と申北國かな目の要害に候間我等に罷越御仕置可申之由被仰出候誠に家之面目外實共無殘仕合に候同十三日至鴻巣令歸路先上田迄可罷越候間其の節可申事共之義一角所迄被遣候祝着候猶期後喜謹言

十月十三日

出浦對馬守

これは武州鴻の巣から真田伊豆守信之が家老出浦對馬守に送つた書面で真田が上田を轉じて松代に移る時の消息を知るに最も貴重な文書である、この古文書を見つけるために苦心して尋ねたが容易に見當らなかつたが、今度築城三百五十年祭史料展覽會を開くことについて松代町の大平喜間多氏に依頼したところ同氏の盡力により漸くこの貴重なる文書が矢野氏の所藏であるといふことを見出されて出陳されたものである、この文書によると真田の松代への轉封は如何にも突然のことであり、又信之が如何に上田を去つて松代へ行くことを不本意に思つたかを充分に察することができる文書である本文の部は松代へ移されるといふことが、家の面目この上もないといふことを云つてゐるか、尙々この所をよく氣をつけて見ると我等事最早老後に及び萬事入らざる義と分別せしめ候といふ所で、その心持を察することが出来る

矢澤文書（その二）

白根之地四拾貫之所被相殘其外者其方以眼力各令配當其他御番當時御用に被立候者共可被召集者也仍如件

天正十年壬午三月六日

眞安昌幸（花押）

矢澤御宿所

大意は上州白根（薄根）の地四十貫文の地は其方の眼力で、能否を見分け然るべく配當し、沼田城番の時に役に立つやうな者を召し集めよといふのである
其元被指置候牢人衆御扶持御城米を以可被相渡候
就而我等領所之内何方成共牢人衆被出其他人不足無之様可被申候付委
細久助可申候 恐々謹言

三月

矢

薩

眞安昌幸(花押)

前文書と名前は同一である、この文書は年號が無くたゞ三月六日とあるが、前文書と同一年と思ふ大意は其方の抱へた牢人衆の扶持は知行以外の昌幸貯藏の城米を渡してやる就いては、自分の領分内の何處からでも牢人を召し出して人數の不足のないやうにせよ委細は久助（多分正村久助なるべし）が申し話すといふので、この文書と共に重大な意義を以て居るものと思はれる。

天正十年三月に武田勝頼は織田信長の軍の侵入を防ぐこと、こと叶はずして甲府を落した事となつたその時眞田昌幸は獻策して我居城上州岩櫃城に勝頼を奉つて守護しやうと申し出で、諸將も亦之に賛成したから昌大急ぎに歸つて籠城の用意をした。然るに勝頼は郡内の中山田信義に頼らうとして却てその反逆にあひ、天目山に滅亡した。昌幸は勝頼が、我居城に来るだらうと思つて、折角と用意したのに、その心盡しの忠義も無になつた。勝頼の亡びたのは三月十一日であり、昌幸が叔父矢澤薩摩守に牢人を召し抱へて沼田方面にも人數の不足無いやうにと懇に申し遣はしだ、この書状が三月六日である所から察すると、當時信長の大軍に當ることであれば、一人でも兵數の多いのも必要とする時であつたから、このやうに命じたものと見ることが出来る、今度史料展に松代浦野氏から岩櫃城の圖が出陳されるが、この岩櫃城が如何に天險の城であるかをうかゞふこと

が出来る。その地圖に據ると岩櫃城の山裏に天正十年勝頼を此處に招くべく座敷を拵へたといふ場所がある。

矢澤文書（その四）

沼田二百貫文爲替 一、百四拾壹貫文上田原 一、四拾貫二百文 保
屋 一、六拾貫文長窪 一、七拾貫文武石 一、五拾貫四百文吉田
右如此進之候不足所並同心之事者明所次第可進置之候固別而武具支度
専用に候委細龍善坊可有口上候 恐々謹言

昌幸(花押)

矢澤薩摩守殿

此は矢澤薩摩守が沼田の方面に持つて居た知行二百貫文の變りを小縣方面で與へた書付で千曲左岸に散在して居る、上田原、保屋、長窪、武石、吉田等であり、此等の諸地の貫高を合せる三三百六十餘貫になり、沼田地方の二百貫文の貫高より數に於ては百六十餘貫も多いのに猶不足の所及び同心（被管の士）の知行は明所即ち宛行はすして残つて居る土地が出來次第與へてやるといふのであるから沼田二百貫文は小縣地方三百六十餘貫文以上に相當して居ることがわかる、此の如く知行方にも注意して決して疎略には取扱はぬ故に別て戰道具への用意を充分にするやうに、委しい事は龍善坊（昌幸側）に仕へた僧）が申述べるといふのである、

.....(39).....

.....(38).....

矢澤文書（その五）

乘馬衆、嶋甚九郎、同半之丞、吉澤源兵衛、南澤彌右衛門、海瀬文之
○足輕衆東松本、林勘左衛門、同藤太郎、坂本與三右衛門、多波多孝
助、松澤彦二郎、上原彦右衛門、塙入甚三、内海十左衛門、竹花六右

衛門、伊藤半之丞、平井源之丞

右之衆同心に申付候間後々被催人衆一手役奉公可爲肝要者也仍如件

天正十三乙丙（昌幸朱印）

六月二十一日

矢澤三十郎殿

此文書の年月が上田合戦の少し前である所から考へて見る。矢澤蔵守は當時沼田城番として彼地に在り、信州小縣の矢澤城には其息三十郎が居つて之を守つたから眞田昌幸は小縣方面のこの名を列舉する者を三十郎部下とするから、以後人衆も抱へて獨立した一部の將となりて働くべしと命じたのである、三十郎はかくして矢澤城の字将となり、依肥前守等が攻めて來たがこれを撃退したのである

禰津文書

此度眞田逆心無ニ可被抽忠由感悅候依於海野領之内四千貫文進置候彌
可被相稼事專一候仍如件

天正壬午（氏直朱印）

十月二十五日 安房守奉之

禰津宮内大輔殿

大意は眞田が北條家へ逆心して叛いたのに禰津は無ニ北條家へ忠節を盡すこそ誠に感悅の至りである
依て海野氏の領分内で四千貫文の地を差上げる、彌々この後北條家の爲めに働くことを専一であるといふのである、この書付は北條氏直の意を承つて北條安房守氏邦が認めて禰津宮内大輔（小縣郡禰津城主）に出したもので天正十年織田信長の死後眞田昌幸は一たん小田原の北條氏直にも屬いたが間もなく徳川家康に属いたから眞田逆心といふたので眞田は徳川についたのに禰津は猶北條家に忠節を盡すと申送ったといふ當時の小縣方面の豪族の向背がいろいろとあつた態を見ることが出来る
面白い文書である

石合文書

安右衛門、新助九右、彌右衛門、彦十、興助九右、善六九右、善十郎同
人、忠右衛門、右近九右、甚兵衛九右、與七郎九右

合拾貳人かけおち候百姓被歸候間壹人に壹俵づゝ御合力に被下置候未納内

可被相渡候仍如件

出

對馬守黒印

この文書は民政史料である當時百姓といふものを非常に重んじ缺落（逃散）するのを極力防いで來たのである、若し逃散したものがある、場合は優遇して又元へ歸へらせるといふ、方策を取つて來たものだといふ、此の文書はその一つの證據となるべきものである、即ち逃散した安右衛門以下の百姓を呼び迎へ優遇案として一人に米一俵づ、『落つきの救濟』とし未の年の納め米の内から渡してやる事になつたのである、この年は多分元和六年であつたらうと思ふ。

青木文書

以上昌幸御在世中相詰別而奉公奇特千萬候彌向後身上之儀可取立候先百貫文之所出置候者也

慶十七年

子八月廿八日

信之朱印

青木半左衛門殿

青木牛左衛門は上田から昌幸、幸村に隨つて高野山へ行つた十六人の一人であるから推薦された模様である、この半左衛門が高野から上田へ歸つて、信之に再び召使はれたその時の書附である

この人は昌幸が高野山に蟄居中十一年の永い間昌幸に奉公をして歸つて來たものであるから、昌幸御

在世中相詰別而奉公奇特千萬候と書いてある、この文書によつて、昌幸の死んだ年が慶長十八年でなくて十六年であるといふことを證明するこゝが出來る、それは半左衛門は昌幸が死後一周忌がすんで高野山を立去つて上田へ歸つて來たものと思はれるからである。

遠藤文書

和田之百姓共、代管退届缺落之由申上候、因茲任望代官被召替候條、何れも可罷歸候、其の年來奉公候條、於和田三貫文、於長満七貫文、合拾貫文、之所出置候役儀之事者所務次第可致奉公者也

三月廿日

信之朱印

遠藤源助殿

此文書の大意は小縣郡和田村の百姓達が代官を嫌ひ缺落をしたといふことである、是に因りて望通りに代官を更迭させるから缺落した百姓共、郷里に歸るやうにせよ、その方即ち遠藤源助は何年かよく奉公したから、和田で三貫文、長満で七貫文合拾貫文を呉れて置く隨つて務むべき仕事は規定通奉公しろといふのである、この文書によつて當時の百姓即ち農民の有様や信之の施政の様子をうかがふことが出来る。

諫訪文書

預示候快然之至候如御札之共以來者不申通候相應之子細可蒙仰候仍於御神前有御祈念御玉會守被懸御意候奉頂戴候隨而於當郡明神へ寄進之地蒙仰候如御存知當郡之儀境故悉妨所之儀候之間當年之事者申付候儀一切難叶候如何様來春其落着談合可申候何篇神慮之儀候條不可存無沙汰候委曲從常出所可申候 恐々謹言

十一月十日

真安昌幸(花押)

神長間殿 御報

諭訪守矢家に昔からの貴重な史料文書の澤山あることは今更云ふ必要もないが、其中に我真田昌幸の天正十年頃の様子を知ることの出来る貴重な史料が保存されたことは珍しくも亦仕合のことである。此文書が此等の史展に出陳されるのは深く守矢氏の好意を謝する處である。諭訪の神長から小縣郡内に於て諭訪明神に寄進するやう申し込んだ、昌幸は其れを答へて今の所小縣郡は境目で敵からも亂入されるといふ有様故今年は寄進を申付けることは出来ないが來年の春にでもなつて穏になれば談合して見る如何にしても神様の事明決して疎略には思はない、委しい事は常田出羽守の所から申し上げるといふ意味であり、真安は真田安房守である。参考之書中にも

河合文書のやうな面白いものがある、此文書は直接真田史展に關係は無いが何にしても賤ヶ岳の七本槍の一人であり又太閤朝鮮征伐の時の海軍の大將分であつた加藤左馬助嘉明の書狀であり戰國時代の様子を知ることの出来る文書であるから出陣をお願したのである。

又佐久井出雲氏出陣板垣信方の地行宛行狀は小縣あたりには珍しいものであり且此小縣郡には此人は大きな關係がある即ち上田原合戦の時討死し其墓は川邊村に在るのだから此人の書狀など殊に感興を惹き起すと思ふ、そして信形と多く書くが自署には信方とかいてあるから信方がよいのである。此自署花押諭訪千野家文書の其れと一致して居る

櫻井文書

別所之百姓之内新足輕六人罷出殘る百姓一切無之由之條御所役三ヶ壹令
用捨缺落之百姓とも早々召返し田地可打開もの也仍如件

丁巳三月廿二日

矢但馬守印
内喜左印
匠印

木出半平印

櫻井市左衛門殿

此文書は遠藤文書などと同様眞田信之時代の地方の有様を信之の之に對する施政がわかる大切な文書である、大意は別所の百姓の内新しく足輕にかゝへられて出て了つて殘る百姓が一切無いといふことであるから、御料所の納め物は三分一に用捨してやるから早速逃散した百姓を召し返して田地を打ち開かせよとの意である、矢但馬守は矢澤但馬石喜左は石井喜左門衛海内匠は海野内匠出半平は出浦半平木土佐は木村土佐守で年は元和三年である。

法泉寺々寶

仙石忠政公の木像

法泉寺と仙石家とは非常に深い關係がある。

小諸から仙石氏が上田に入部後その地から上田へ移した寺であるから、此の仙石忠政の像といふものが、此の寺にあつて、不思議はない程である。

上田に入部するや、直に城地を修理した上田の土地に大きな關係のある忠政の像を親しく觀たならば眞にその當時を偲ぶことが出来るであらう

御重代來國次の刀

この刀は上田合戦があつた後安房守昌幸が大阪へ上つて、秀吉に面會した時に秀吉から拜領したものである、刀は武士の魂といはれて居る所のものである、それを秀吉から昌幸が貰つた、その時にくれる者と貰ふものとの兩者間の魂が一致したものと考えて、見ることが出来る、それは軽て昌幸が太閤の恩義を思つて鬪ヶ原當時上田に籠城した事にもなつたものといふやうに考へることが出来る。

昌幸の登り梯子の甲冑

この甲冑は昌幸着用のものと云はれて居る、太平の世に出來た鎧兜の美々しい所はないが、いかにも、實用に適せるやうに出來てゐる、この甲冑を親しく觀た時に、直に上田合戦當時この甲冑に身を固めて昌幸が働いた事が想像されるのである、この他に伊豆守信幸が實戦に着用したと云ひ傳へられる甲冑も出陳されることになつてゐる。

感應公の義經型の大鎧

松代眞田家累代主君の鎧の中でも最も立派な鎧と云はれる感應公は眞田氏の先祖を忘れず、眞田の長谷寺にある眞田幸隆や昌幸の墓などを修繕したといふやうな縁故もあるから鎧を出陳して貰つたのである。

無綾地の旗

此の旗は安房守昌幸が實戦に使はれたものと言ひ傳へられてゐる非常に丈の長い大きな見事なものである。

信綱寺々寶

◆感應公寄進の楞嚴經

これは弘化年間松代城主眞田幸貫即ち感應公が小縣の先祖の縁故ある所を尋ねて眞田の長谷寺、信綱寺、上田の法泉寺の三寺に自筆の楞嚴經を玻璃の経筒に入れ奉納した、その一つであるこの感應は公奥州白河から松代へ養子に來たのであるから祖先に對して崇敬の缺けるやうな事があつてはならないと云ふ譯で、態々訪問して、このお經を奉納したものであるこれは感應公の立派な徳の現れの一つとして見るべきものである。

國分寺々寶

國分寺の三重之塔や、その下層に收めた、大日尊の像の事などを知る事が出来る、木札二枚。

一枚は貞亨年間に仙石越前守が、塔の修繕をして大日尊を新に作つて、そして納めたことが明に判る貴重な札で他の一枚は享保年間に松平伊賀守が塔を修繕したときにその時の事を書いて納めた札で國分寺の三重の塔がこれ等の年に修繕されたといふことが判つてをらなかつたのが此の度の三重の塔の修理の爲め取毀した時に始めて出たもので最近現れた貴重な史料である。

矢澤家々寶

矢澤家々寶の武器武具類の中から天照皇大神と書いた大きな旗これは、矢澤家の祖先の人が、戰場に於て使はれたものと傳へられてゐる、これと今一つは矢澤家の先祖薩摩守綱頼が豊臣太閤秀吉から拜領したといふ兜がある。

峰 村 文 書

今度向丸子及行候所河南の者共出備候處遂防戰頭壹つ被討之條戰功無比類候向後可相稼儀肝要候者也仍如件

天正十一年癸未

正月廿九日

昌幸(花押)

宮下善七郎殿

眞田昌幸の勢力は天正十年頃は小縣方面に於てはあまり張つてゐなかつた事を察するに重要な文書と思ふ天正十一年の正月頃にはまだ丸子の丸子氏も昌幸の敵で昌幸は丸子に軍を向けた處千曲川南の者共が出来た戦防戦して背頭を一つ討ち取つた比類無き戦功である向後猶よく働く事が大切であつて感状を與へたのであるから此時分は福津も丸子も室賀などもまだ眞田とは和平の状ではなかつた此後丸子氏へは昌幸の弟加津野市左衛門が交渉して眞田氏との間は私昧になる此等の諸氏が昌幸の敵でないやうになつて昌幸も上田城を築くことが出来るやうになつたと考へるべきで上田築城を考へるに大切な史料である

小 平 文 書

尙々別紙に可申入候以上遠路預り御使札候其元相替儀無之由具承致満足候

何も追而具可申入候へども指儀無之候又御使如存候少用取亂申早々如此候爰元におゐても無事に候可御心安候我等身上之儀殿様御懇比も大かたの事にては無之候へども萬氣遣のみにて候一日一々とくらし申候面上ならて委不得申候間中々書中不具候様子御使可候當年中も靜に御座候者何とぞ仕以面申承度存候御床敷事山々にて候さためなき浮世にて候へば一日さきは不知事候我ら事などは浮世にあるものとはおほしめし候ましく候恐々謹言

五月十九日

眞左衛佐 信繁(花押)

小 壱 岐 様
同 主 膳 殿
御 報

小平文書の中の幸村が大坂城中から郷里上田に送つた小山田壹岐守同主膳に宛たものと姉の村松(姉の名は解らない)小縣郡青木村の村松に居つたから村松様といふに居る人に宛てたものは天下一品として尊重される有名な文書である書中の我等身上之儀殿様御懇比も大かたの事にては無之萬氣遣のみにて候一日一々さぐらし申候といふあたりは大坂中の幸村の境遇を察すべき好資料であり

さだめなき世にて候へは一目さきは不知事候我々事などは浮世にあるものとはおほしめし候まじく候といふ所で平和も破れるだらう自分の事などは生きて居るものとは思はないでくれと暗に討死の覺悟を示して居るあたり、又村松へ送つた書状の中に『あすにかはり候はんはもしらず候へども』とあつて此處にも江戸大坂間の平和は明日にも破れだらうと見抜いて居る事がわかる此様な史料があつてこそ大坂城中の幸村を想像する事が出来るのである。村松の姉に宛てた書面の始めの方に注意して見ると幸村が忙はしい時の中でも注意して女子に遣はす書面と思つて假名文字を主として書いてあるなどの所に此人の用意周到さが見えて居る。文字も勢よく何の満もなく意のむく所に随つて筆を運ばせて居るのは一寸太閤風があるやうに見えるも思なしばかりでもあるまい。

同

たより御さ候まゝ一筆申あけ候さても／＼こんとふりよの事にて御とりあひに成申われ／＼こゝもとへまいり申候きつかいとも御すいりやり候へく候たゞしまつ／＼あひすみわれ／＼もしに申さす候御けさんにて申たく候あすにかはり候はんはしらす候へともなに事なく候しゆせんとのにもさい／＼あひ申候へともこゝもととりてみい申候まゝ心しつかに申うけたまはす候こゝもとなに事もなく候御心やすく候へく候くわしく申たく候へとも此ものいそきたちながら申入候まゝさう／＼申候かさねて申入候かしこ

正月廿四日

むらまつへ　まいる

さへもんのすけ

眞田亘氏所藏文書

一書令啓候豆州煩平喻之由目出難盡筆頭候

切々御飛脚成其可申之所に此方萬事不自由に付心底之存事に候此由所々豆州へ心得尤に候然は我等如去年煩再發候て散々之躰に候迷惑可有識察候次に我等馬を余所へ被致所望候藏人殿馬之内爪かんの能候駒一疋致所望候其元有馳走急速上可給候折々見候而病中之慰申度恐々謹言

卯月廿八日

安房幸(花押)

夕庵法師

大熊伯耆守殿

此文書大意は昌幸が伊豆守信之の病氣平癒を喜び次に時々飛脚の者も遣はして様子も聞
きたいが此方はすべて不自由に暮して居るから心に思つて居るばかりである。此事を折
々伊豆守に話してもらひたい、又自分事は去年の病氣のやうに病が再發してさんぐの
有様である御察下さい又次に自分の馬を餘所へ所望されて遣はしたから藏人殿の持ち馬
の内で爪もかんもよい馬を一疋貰ひたい故お前が盡力して大急ぎによこしてくれ其馬を
折々見て病中の慰としたいといふのである此書狀は高野から上田の坂巻夕庵と大熊伯耆
守とに宛て、出したものであるが、此書中で昌幸が信之の病氣を大層心配して居つた事
がわかつたと同時に親子の間柄の美しく親かつたといふことを察することが出来、又病
中乍らも駒を見て慰としたいといふあたりは昌幸の意氣がまだ銷沈しないことを證する
もので貴重の史料である

.....(54).....

昭和七年十月十二日印刷

(定價拾五錢)
郵稅二錢)

昭和七年十月十五日發行

長野縣上田市新參町五五六二番地

著者兼

北信毎日新聞社

右代表者

武市如

長野縣上田市櫻木町一六〇番地

印刷者

田畑力次郎

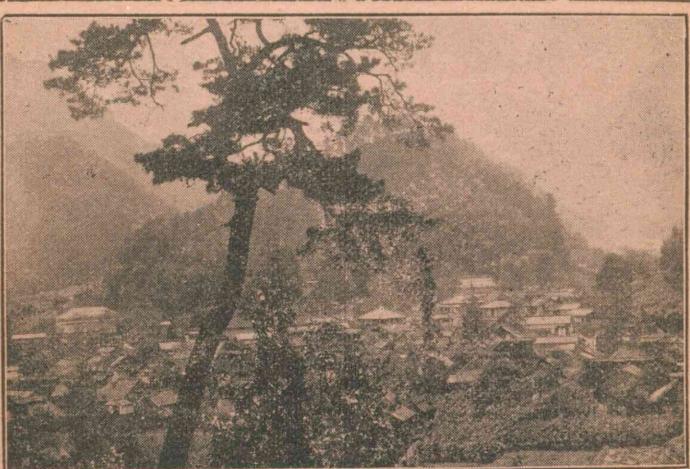
長野縣上田市櫻木町一六〇番地

印刷所

田畑活版所



長野縣上田市原町五八〇二番地
西澤上田支店



別 所 溫 泉

信越線上田驛から温泉電車の便と定期自動車を利用して約三十分、西南方二里の地に小縣郡別所温泉がある。各旅館の内湯の外に、大湯、玄濟湯、久我湯、大師湯などの公衆浴場があり。自然の岩窟利用の浴場として有名な石湯がある、これを中心として小市街を形づくられてゐる。愛宕山麓に鎮座する北向觀世音は、治なく社會に知られ、安樂寺境内の八稜四層の古塔は、明治三十一年に特別保護建造物に編入保存されてゐる。其他温泉街入口附近に餘吾將軍の墓や舊蹟が頗る多い温泉。泉質は硫黃線で旅館約二十數軒、東信地方では最も早く近代式設備が整つた温泉郷として、二六時中浴客や觀世音參詣客が蜡集してゐる。

別所温泉
別所温泉

土木建築請負業

川島小助事務所

所長 川島小助

電話九四八番

別所溫泉	沓掛溫泉	鹿澤溫泉	真田史蹟	真田驛より
別所溫泉驛より	溫泉全	青木驛より	矢澤礦泉	川久保驛より
鹿澤溫泉	溫泉全	真田驛より	山礦泉	中塙田驛より
新鹿澤溫泉	鹿澤溫泉	靈泉寺溫泉	西丸子驛より	
谷	谷	鹿教湯溫泉	北向厄除觀音	別所溫泉驛より
菅谷	菅谷	全	菅平スキーカー場	真田驛より
岩角	岩角	北向厄除觀音	新鹿澤スキーカー場	全
新鹿澤溫泉	新鹿澤溫泉	別所溫泉驛より	鹿澤スキーカー場	全
谷間	谷間			
菅原	菅原			
高間	高間			
鴻の巣	鴻の巣			
松茸	松茸			
下之郷	下之郷			
より	より			

◆御照會は左記宛願ひます

信州上田市天神町

上田温泉電軌會社營業課

上田市旭町

青果 海產物
委托販賣 上株式
會社 上田魚問屋

電話長二六六番
電略(ウ)又ハ(ウラ)

上田市原町

日本勸業銀行
上田出張所

電話六二五〇番

車動自合乗な利便も最間田山上田上

上田 上山田間 午前六時三十分 全七時發以後一時間おきに發車
午後六時まで

上山田發 午前八時三十分發以後一時間おきに發車

上田 神津間 發車は午前六時三十分 全九時 全十一時三十分 午
後一時二十分 全三時四十分 全五時四十分

神津發上田行 午前七時 全十時 午後二時二十分 四時三十五分
六時三十分

上田市大門町

東信自動車株式會社



自動部分品附屬品販賣並修繕

ダンロップタイヤ
ブリヂストンタイヤ
グットリットタイヤ
三菱ガソリン。オイル
バッテリー。電氣材料

塗料。ボデー材料
修繕具。工具
フォードスペシャルデーラー

特約店

三徳自動車商會

都筑 賢吉

上田市大門町
電話三一九

營業科 目

有價證券ノ賣買、土地建物ノ賣買
貸借一切ニ關スル整理、會社設立準備ノ手續
會計事務一切ノ整理、會社設立準備ノ手續
信濃銀行債權債務ノ御相談、生命保險事件百般ヲ迅速ニ御扱致シマス
其ノ他一般代理業

上田市日ノ出町

北信アンゴラ養兎會

- 一、種兎ノ不償貸與
- 二、種兎ノ奉仕的安價分譲
- 三、採毛ノ買入
- 四、種兎ノ改良研究

可許省藏大

東京市京橋區銀座二ノ四

旭證券株式會社

電話京橋八二、三、〇五〇

勉強本位親切

上

電

舍

ラヂオト電氣

東京中央放送局一等二千圓當選

サンダー交流受信機特約店

上田市松尾町銀座通

電話七三五番

長野縣監督所

埴科郡松代町

長野縣監督所松代支所

小兒科専門

淺井醫院

上田市常五番町六番地
電話一六〇五

内科一般

吉三醫院

上田市常市田電話一五三〇
士博學三吉敬藏

入院室手術室分娩室完備

產科
婦人科

勝野醫院

醫學博士 勝野邦雄
上田市鍛冶町
電話八七三番

上田市花園町

吉三醫院

院主 荒井太郎
電話四七四番

產科
婦人科

勝野醫院

醫學博士 勝野邦雄
上田市鍛冶町
電話八七三番

上田市北大手町

柳澤病院

院長 柳澤文三郎

電話一〇九番

長野縣地方裁判所長認可

司法代書人

柳澤生三郎

上田市新參町

電話二七九番

上田中學校長

春日賢一

小縣蠶業學校長

清水冽

上田高等女學校長

潮田正次

上田市房山町

下村醫院

下村太仲太

電話六〇六番

上田市鷹匠町

(信濃電氣前)

甲田眼療院

電話八五九番

東京三越直取引

上田市鍛冶町

絹織物工場

上田市松尾町
洋品 雜貨 荻野商店

電話一四六番

振替口座 東京一三二二六

ヤタハ 丸山富三郎

電話四五八番

信州上田市坂下町
賜宮 創業文化六年
内 萬絹織物製造

中澤染織工場

場主 中澤文藏

電話七百十番

内科外科一般特ニ神經系統疾患
神經衰弱腦病蓄膿症

最新指壓療法治療所

天眞堂院

院主 淺川清臣
上田市新參町

洋服毛織物

中山テ一ヲ一

上田市松尾町
電話六六九番

ラヂオミニ電氣

上田市海野町

三輪電氣商會

店主 三輪長太郎

整骨專門ほね つぎせんもん

上田市木町

小豆橋整骨療院

電話六〇八番

書籍雑誌文具類

博心堂書店

上田市海野町

電話一八七番

上田市原町二丁目
磐城炭礦株式會社代理店

株式會社

釜芳商店

上田支店

電話七一二番

本支店所在地
栃木縣栃木町
福島市早稻町
宇都宮市東部宇都宮驛前
山形市香澄町
山形縣宮内町
撫順炭貯炭場

福島
宇都宮
宇都宮支店

山形
宮内
支店

江津
支店

港
店

直
宮
江
津
港

撫
順
炭
貯
炭
場

福
島
宇
都
宮
支
店

釜
芳
支
店

本
店

新
館
即
席
簡
易
食
堂

成
落
館
新
即
席
簡
易
食
堂

上
田
驛
前
電
話
七
一
六
番

よろづ屋

◇ 成落館 新即席簡易食堂
上田驛前 電話七一六番

居心地良い新座敷が出来ました
是非一度御出掛け下さい

上田市郵便局前

電話一一〇番

甲州屋商店

砂糖、麥粉、揮發油

森永の菓子商

上田市郵便局前

織物業
糸より

松本勝

電話六二四番

アサヒ運動靴
アサヒ地下足袋
袋福助下足袋

太萩原商店

電話四二六番

上田市愛宕町

耳鼻咽喉科
聾醫院

上田市田町
電話四六二番

洋品、履物
足袋、皮靴
ゴム靴

上田市松尾町

耳鼻咽喉科

上田市岩爰町

強大門切貸

一 シ ク タ 澤 井

電話九〇〇番

上田市原町

信濃糸織株式會社

電話四四七番

上田市原町辨天前

宮澤造花店

電話九三七番

田新市田上
業賣販炭石

會商炭石一大

番二三七話電

町治鍛市田上
強勉大物染

場工染屋和大

郎二安井荒
番四九二話電

町祝上前驛田上

業物織糸撚

場工郎三小田保久

町野海市田上
館旅的想理ノ一唯信北

ルテホ村上

番七二三話電

前所役市田上
商服洋物織毛

店服洋井荒

番四二三話電
(イラ)ハ又(ア)略電

町野海市田上

具房文・紙洋和

店商屋金現余

番二一三話電
(サコ)ハ又(コ)畧電

神戸海上 運送 火災 保險株式會社

上田代理店 兎束鐘一郎

電話 八四五番

上田驛前

田澤炭礦株式會社

販賣部 總務部 電話八番
倉庫部 總務部 電話三六〇番
繭絲部 總務部 電話八七九番

上田市下糺屋町

腰原文太郎

電話七三三番

上田市常入町

有限責任

上小醤油購買組合

電話八六二番

造花
専門

石原万吉商店

電話三一二番(呼出)

上田市海野町二丁目

内科外科婦人科

上田病院

上田市松尾町

電話三五番

院長森健二
副院長關馨二

專賣特許 上田犁製作所

電話六一〇番

振替東京二八四一九番

電畠(ナカ)又ハ(六)

上田市鍛冶町

上田市常入

小島鐵工所

電話一五番

上田市櫻木町東驛前

三菱專屬

近藤石炭商會

電話四八六番

上田驛前

一般貨物取扱

上田運送相互

株式會社

電話五三九番

牧内商店

上田市鍛冶町

日除・天幕
ヒヨケ
テント

上田驛前

一般貨物親切取扱

合資丸公共立連送店

電話二〇九番

鐵道省指定

一般貨物取扱

低確迅親

信越線上田驛前

國際通運株式會社代理店



上田連送株式會社

電話小口着

六二番

販送

三三五番

計務

算

發

庫

倉

六二番

着

貸

切

着

二一四番

自動車部

二一四番

山丸源商店

上田市横町
綿糸太物製綿商

電話長四四三番

芳土屋彌十郎商店

金子菊治
上田市金山町

電話長百六十九番

上田市原町
萬織物問屋

上田市鍛冶町

和洋御料理
上田市袋町

入

舟

ウマイ
ヤスイ
評判の

入

舟

宴會は特に勉強

電話四七番

今松屋糸染工場

小山長五郎

上田市新田

御嶽教信者

志村寅之助氏



貧乏者と病者の味方として一身を信仰に捧ぐる志村寅之助氏は、文久二年に生れ七十一歳の高齢であるが、その元氣は壯者を凌ぐ程鎌なるもので『自分は世の中の貧困者とこれ等階級の氣の毒な病者を救ふために身を犠牲にしてやるのだ』と廿七歳から七十一歳の今日迄貧困者の爲めに信仰の力で救つてやつたもの百餘人を數ふるといふ、氏が御嶽教信者となつた動機は、廿三歳の大病から救われた時からである、現在新田の講社上田教會主になる迄は四十九歳までは疊屋を營んでいたが、親戚の人達を救つた爲に無一物となり、それより信仰に依つて生きる様になり世の人の爲め、貧者の爲めに盡し、現在では百人餘の信者があり、毎年八月は一同を連れて御嶽神社に參拜なしてゐる。

農林省推奨 ◉ 軽くて丈夫な深耕犁

登録
商標

特許

松山スキ

刀持ちの元祖 キサネハ

長野縣大屋驛

所作製犁山松

双用犁元祖 ◉ 牛馬耕用省力鞍

小縣郡丸子町

合資
會社
依田社

丸子自動車株式會社

和田嶺自動車株式會社

丸子發和田ヲ經テ下諏訪行

午前 9時0分 午後 2時05分
午前 10時10分 午後 4時20分

下諏訪發丸子行

午前 7時50分 午後 2時20分
午前 11時40分 午後 4時35分

小縣郡西内村

内村自動車

株式會社

信濃絹絲紡績

株式會社

小縣郡丸子町

鹿教湯——靈泉寺
各温泉行

小縣郡丸子町

丸子鐵道株式會社

信州田澤温泉

たまりや旅館

電話 青木 五番

ますや旅館

電話 青木 一番

ふじや旅館

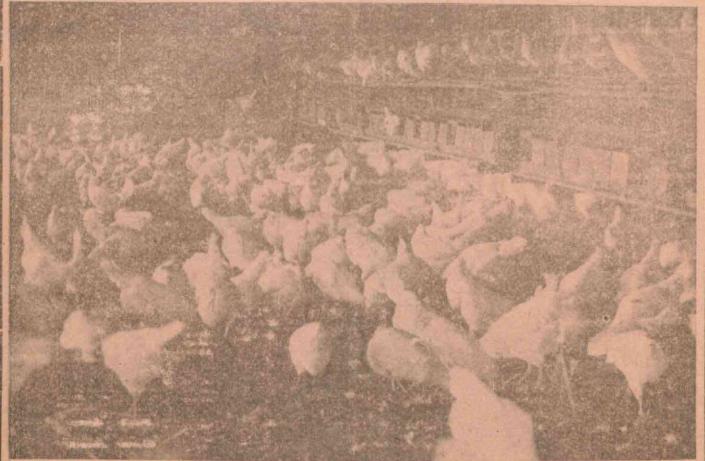
電話 青木 一三番

いづみや旅館

丸子町

下村萬助

眞田幸村十多産二萩原のヒヨコ



※天興の養鶏郷に理想的の種禽場

海拔二千尺南面緩傾斜の高原に放養せられたる萩原養鶏場の種鶏は清涼なる氣候と豊富なる紫外線に恵まれつゝあり

※完備せる鶏舎に合理的の多産鶏

三千有餘の優良種鶏は完備せる鶏舎に收容せられ正確なる産卵調査に依つて多産の鶏は合理的に作出せつる

※最新式孵卵器に強壯なる

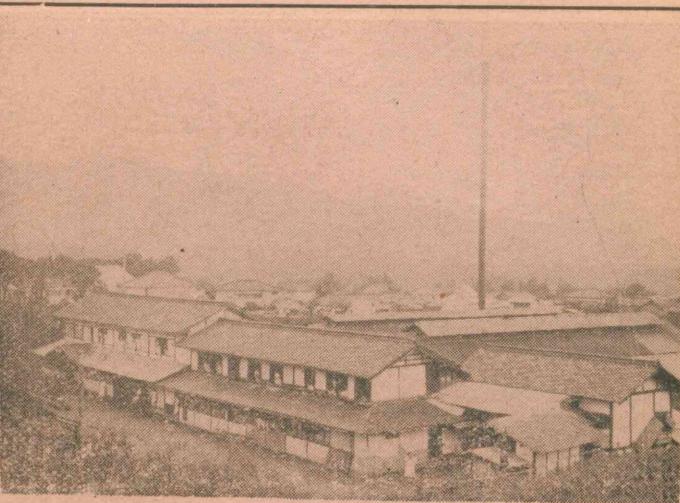
世界第一の稱あつ最新式ビーダーサイム電氣孵卵器は母鶏より強壯なる雛を孵化す

御視察順路
信越線大屋
驛下車
五丁北へ凡十
東京

長野縣小縣郡和村字曾根

振替口座長野二四一一番

萩原養鶏場



九十田中製絲場合資會社

電七三番



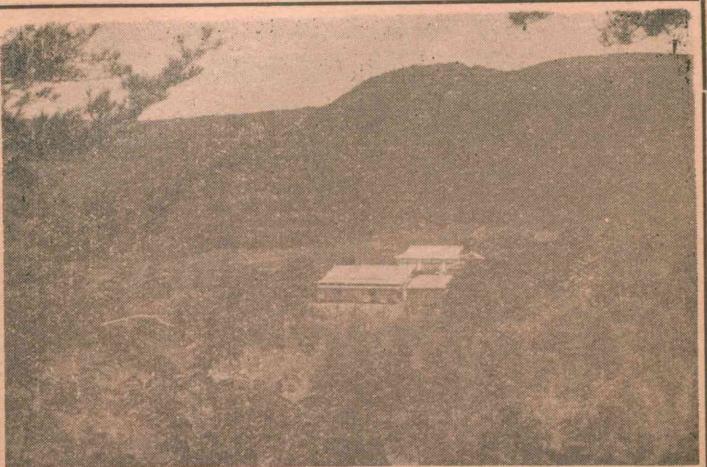
社長

小口市之助氏

明治十六年十二月一日生

原籍
長野縣諏訪郡平野村五七六
當時
同縣小縣郡縣村田中七〇

氏は明治三十三年四月平野村龍上館製絲場を
振出に全村丸一組金二の現業長及監督支配人
となり大正六年千葉縣成田町山十組出張所主
任、全九年三月小縣郡縣村田中支店長とし又
全場株式會社となるや參事として任命、昭和
三年迄努力なし、全年三月現丸十田中製絲合
資會社を創立社長トシテ全場の現在を築上げ
地方に知られ益々隆盛、當時田中町に貢献せ
られ居るなり



禰津奈良原鑛泉

富士見館

館主 齋藤 實三郎

近時一大發展 交通便利 將來有望 高原眺
望 絶大の鑛泉地
信越線田中驛、滋野驛より各二里、自動車の
便有り

宿料安價 各種團体歡迎

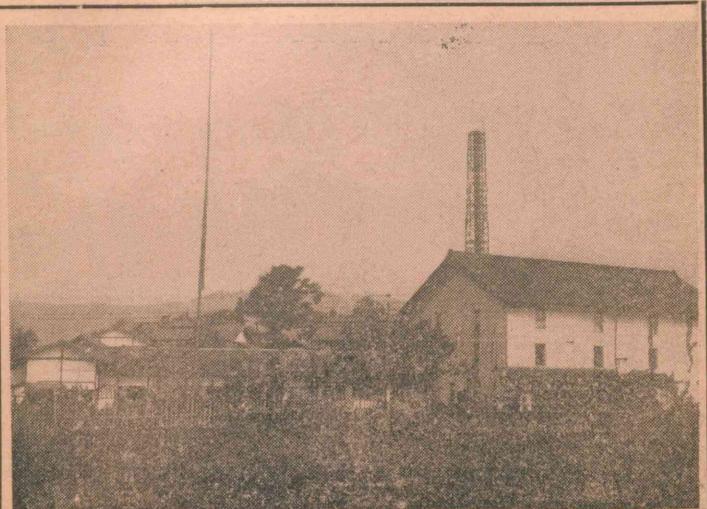


現住職 五十嵐清隆師略歴
 五十嵐清隆師は定津院第三十五世五十嵐法瑞師の後席を繼承し、昭和六年埼玉縣南埼玉郡須賀村長福寺より喬遷せらる。師は始め埴科郡松代町長國寺杉本道山禪師の爐鞴に投じて意参究、後丹波篠山在永澤寺上田祥山禪師の巾瓶に隨侍し苦修練行十有六年遂に大事を了畢し、昭和七年八月廿八日寂しく祥山禪師の印可證明を享けられ、師直ちに懷所を賦して禪師に呈す其の偈に曰く、
 瞑月眠雲十八年眼皮綻盡不知禪師
 先師佛法人如間只與蒲團欲使穿因に上田祥山禪師の印可證明を享けし者師を以て最初とたず達し括笑派の根本道場として頗る著名なり

定 津 院



小縣郡禰津村西町



田中町

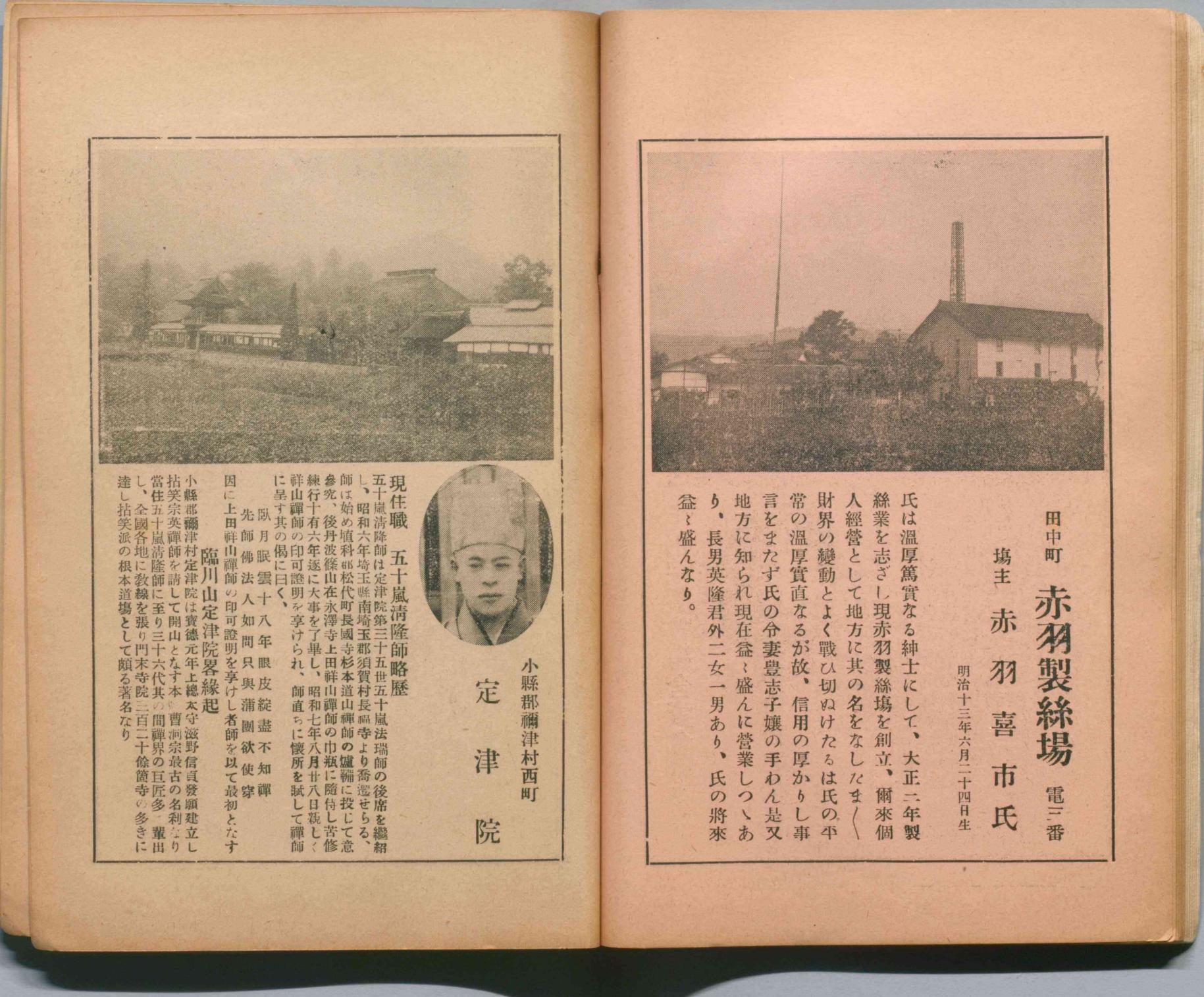
赤羽製絲場

電三番

明治十三年六月二十四日生

氏は溫厚篤實なる紳士にして、大正二年製絲業を志ざし現赤羽製絲場を創立、爾來個人經營として地方に其の名をなしたまゝ財界の變動とよく戦ひ切ぬけたるは氏の平常の溫厚實直なるが故、信用の厚かりし事言をまたず氏の令妻豊志子嬢の手わん是又地方に知られ現在益々盛んに營業しつゝあり、長男英隆君外二女一男あり、氏の將來益々盛んなり。

場主 赤羽喜市氏



小縣郡縣村田中

眞言宗智山派金剛三昧院國城山

長久寺住職

佐藤俊

教

明治二十八年全寺就任

長

久寺

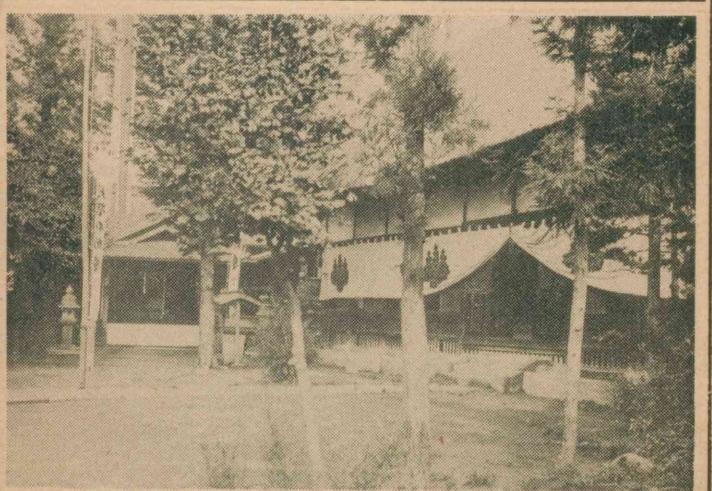
略緣起

行

事

後冷泉院ノ御宇康平年間當田勘解由左工門建立セラレ栗柄ノ宮別當ニシテ神宮寺ト號ス
天文十五年武田、村上氏ノ兵燹ノ爲メ堂宇皆ナ灰燼トナル爾後寛永年間當田隆長氏當宿鬼門除ノ爲メニ再興シテ國城山長久寺ト改メ後榮上人ヲ眞出氏ノ歸依僧中興第一世ノ祖トス第二世教算上人ハ據田ノ里、前山寺一代ノ高徳ニシテ彌々寺門ノ壯嚴ヲ加フ領主仙石氏ヨリ祈願所トシテ寺領十五貫文ヲ寄附セラル

當山年中行事



金洞三昧院眞言宗智山派國城山長久寺

一、一月元朝(聖朝安時)ノ護摩供祈禱ヲ嚴修(不動堂ニテ)
一、毎月廿七日 不動尊緣日
一、二月廿七日 節分會法要修行(同夜八時ヨリ豆撒式ヲ行
フ)「不動堂ニテ」
一、四月廿六日 大聖觀喜天尊大祭(兩町内安全ノ祈禱、田中當田兩區長立合ノ恒例)
一、四月廿七日 建立(ラル)當時ハ當田中宿ノ鬼門除トシテ丑寅二方リ
不動尊大祭故牛々當日ハ兩町(田中當田)ノ安全ノ祈禱ヲ行フ恒例
施餓鬼法要執行(本堂ニテ)



小縣郡縣村田中

小田中善吉氏

氏は故父善吉氏を襲名現
田中驛前中屋旅館の主人
であるが青年時代より人
望高く學業は大學を中途
母の病死の爲退き郷里に
て要職を務め青年會消防商業
組合料藝組合各組合長を
經現田中區代理料藝組合顧問として盡力せられて居る

信越線田中驛

田中製糸株式會社

電話五番

信越線田中驛

大塚合名會社
繭糸倉庫部

電話二十一番

代表大塚自治夫

新保五作氏

明治十五年十一月七日生



氏は商業界に身を投 明治三十八年田中町に肥料
商を開業爾來專心業務
の爲め努力せられ氏の
温厚篤實力以て地方の
信用厚 現在の肥料界
に名をなすに至りかた
はら洋品物商を兼ね一大發展をなしつつあり

小縣郡縣村田中勤馬氏

庄古屋號酒店主

氏は地方酒店として知られ 誠に温厚篤實圓満
なス持主にして田中商業界の權威者として努
力せられ又焼酎醸造を營み將來氏の發展は大
いに期待されて居る



小縣郡縣村

村長 矢島六左衛門

小縣郡和村

村長 田中藤太郎

助役 小林隆太郎

助役 小林小金吾

收入役 小林義兵衛

收入役 白石憲行

北佐久郡北御牧村

村長 渡邊重平

小縣東部學校組合

實科中等學校長 山浦政

北佐久郡北御牧村小學校長

小林彪

縣小學校長 丸山清美
滋野小學校長 金井國雄

禰津小學校長 西澤常次
和小學校長 長坂利郎

小縣郡滋野村

村長 柳澤昇平

小縣郡禰津村

村長 宮澤才吉

助役 金子菊太郎

收入役 山越鶴吾

助役 土屋榮之助

收入役

大村忠男

小縣郡滋野村

信用組合長

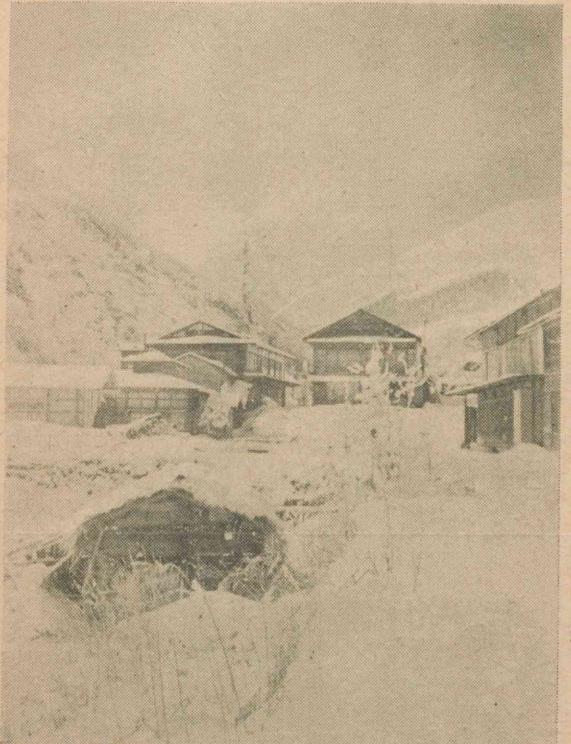
寺島昇

上州 舊鹿澤溫泉元
紅葉館

館主 小林亀藏

天下の名湯地

海拔五千尺の高原眞の温泉地にして療養地とし又夏の避暑冬のスキーリ地として天下の有望温泉なり



紅葉館の雪景

信越線田中驛又滋野驛より四里自動車の便有り詳細御一報次第案内書進呈

本館は明治十四年創業其後他館の新設ありて發展したるも不幸大正七年二月全焼の厄に遇ひ他館皆移轉したるも本館は天下の名湯鹿澤を保護し極力復興に務め且つ道路・改修を主として今日の隆盛を見るに至れり

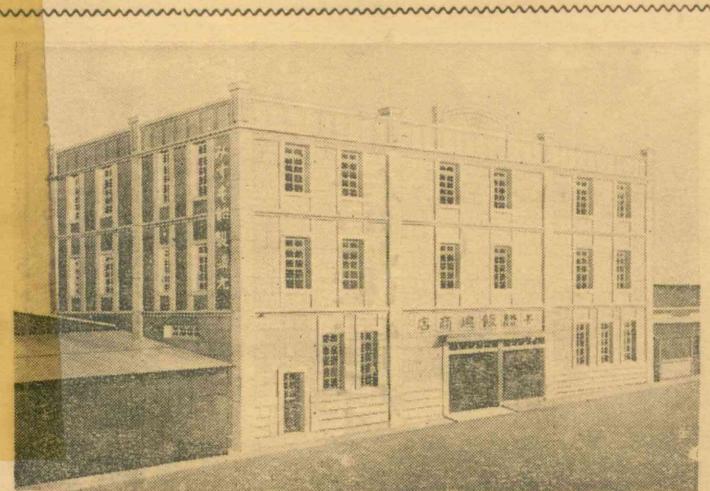
新設事業 同上 自家用瓦斯利用水電

キヤンプト 場所ニスコアト

信濃電氣株式會社上田支店

電話 一二一一番

常任監査役 児玉衛一
上田支店長 市村信虎



(舗 本 飯 島)

信濃名産

みすゞ
飴

株式会社
製造元
上・飯島商店

電話二六〇番
三四五番

群馬県立図書館



0298977-0